



大津市公報

令 和 4 年 3 月 1 日
第 6 9 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 告 示

- 49 地縁による団体に係る告示事項の変更について…………… 1
- 50 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定について…………… 1
- 51 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出について…………… 2
- 52 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定について…………… 2
- 53 生活保護法による指定介護機関の変更の届出等について…………… 2
- 54 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出等について…………… 2
- 55 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定について…………… 3
- 56 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について…………… 3
- 57 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出について…………… 3
- 58 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定について…………… 4
- 59 平成12年告示第35号（特定工程及び特定工程後の工程について）の一部改正…………… 4

○ 公 告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告…………… 4

告 示

大津市告示第49号

地縁による団体に係る告示事項の変更の届出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月1日

大津市長 佐 藤 健 司

地縁による団体の名称	変 更 事 項	変更年月日
桜野町一丁目自治会	(1) 主たる事務所の所在地 大津市■■■■■■■■■■ (2) 代表者の氏名及び住所 氏名 ■■■ ■■■ 住所 大津市■■■■■■■■■■	令和3年3月14日

大津市告示第50号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次のものを指定した。

令和4年3月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年月日	事業所番号
生活介護満月	大津市下阪本二丁目10番10号	株式会社吉正	大津市石山寺二丁目25番28号	生活介護	令和4年3月1日	2510102227

大津市告示第51号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年3月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号
特定非営利活動法人友と遊	大津市長等二丁目4番24号	特定非営利活動法人友と遊	大津市長等二丁目4番24号	同行援護	令和4年3月1日	2510100726

大津市告示第52号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年3月1日

大津市長 佐 藤 健 司

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	指定年月日
クスリのアオキ唐崎薬局	大津市見世一丁目18番1号	育成医療及び更生医療	薬局	令和4年3月1日

大津市告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定介護機関のうち変更又は休止の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和4年3月1日

大津市長 佐 藤 健 司

1 変更の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変 更 年月日
(変更前) ケアプランセンターえんじゅ堅田	(変更前) 大津市今堅田一丁目10番7号	株式会社T. S. I	京都市西京区桂南 巽町75番地の4	居宅介護支援	令和4年 1月1日
(変更後) ケアプランセンターえんじゅ大津	(変更後) 大津市苗鹿二丁目37番32号				

2 休止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	休 止 年月日
憩デイサービスセンター御殿浜	大津市御殿浜1番13号	合同会社ライフハピネス	大津市御殿浜7番22号	地域密着型通所介護・第1号通所事業	令和4年 1月1日

大津市告示第54号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144

号) 第55条の3の規定により、指定介護機関のうち変更又は休止の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和4年3月1日

大津市長 佐 藤 健 司

1 変更の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変 更 年月日
(変更前) ケアプランセンターえんじゅ堅田	(変更前) 大津市今堅田一丁目10番7号	株式会社T. S. I	京都市西京区桂南 巽町75番地の4	居宅介護支援	令和4年 1月1日
(変更後) ケアプランセンターえんじゅ大津	(変更後) 大津市苗鹿二丁目37番32号				

2 休止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	休 止 年月日
憩デイサービスセンター御殿浜	大津市御殿浜1番13号	合同会社ライフハピネス	大津市御殿浜7番22号	地域密着型通所介護・第1号通所事業	令和4年 1月1日

大津市告示第55号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年3月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	サービスの種類	指 定 年月日	介 護 保 険 事業所番号
ポラリスデイサービスセンター大津大江	大津市大江一丁目5番35号	株式会社ポラリス 代表取締役 森 剛士	通所介護	令和4年 2月1日	2570105821

大津市告示第56号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年3月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	サービスの種類	指 定 年月日	介 護 保 険 事業所番号
トゥインクル定期巡回サービス瀬田	大津市大萱四丁目6番1号	株式会社けいはんなヘルパーステーション 代表取締役 久保 吉伸	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	令和4年 2月1日	2590101008

大津市告示第57号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

令和4年3月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び 代表者の氏名	サービスの種類	介護保険 事業所番号	廃止 年月日
ボラリスデイサービスセンター大津大江	大津市大江一丁目 5番35号	株式会社ボラリス 代表取締役 森 剛士	地域密着型通所 介護	2590100992	令和4年 1月31日

大津市告示第58号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

令和4年3月1日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び 代表者の氏名	サービスの種類	指 定 年月日	介護保険 事業所番号
ケアサポートりさと	大津市中央二丁目 5番18号メゾンS AN0202号室	合同会社莉誠 代表社員 鏝 則子	居宅介護支援	令和4年 2月1日	2570105839

大津市告示第59号

平成12年告示第35号（特定工程及び特定工程後の工程について）の一部を次のように改正する。

令和4年3月1日

大津市長 佐 藤 健 司

第2項中「平成34年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和4年3月1日から施行する。

公 告**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年2月10日

大津市長 佐 藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市尾花川13番50号 三上 長次	開発区域 大津市柳川二丁目字上杭川 283番1 開発行為に関する工事の区域 大津市柳川二丁目字上杭川 283番2の一部、284番2の 一部、同番6の一部及び同 番19の一部並びに上記地先 大津市道、大津市法定外道 路及び普通河川等	開発区域 1,960.51㎡ 開発行為に関する 工事の区域 145.94㎡	令和4年 2月10日	第1610号

(令和4年2月10日揭示済)

正 誤

令和3年4月1日付け号外第27号8ページ下から15行目

誤	第1号を削り、第2号を第1号とする。
正	本則を次のように改める。 補助執行させる事務 大津市立公民館（大津市立大津公民館及び大津市立小野公民館分館を除く。）の施設及び備品その他の設備の整備並びに維持管理に関すること。